

(目的)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、水道局が管理する公用車に關し必要な事項を定め、その効率的運用、経費節減及び事故防止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 公用車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下、「道交法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車で水道局の所有するものをいう。

二 安全運転管理者 道交法第七十四条の三第一項の規定に基づき水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命した職員をいう。

三 副安全運転管理者 道交法第七十四条の三第四項の規定に基づき管理者が任命した職員をいう。ただし、安全運転管理者の事務を円滑に補佐するため、管理者は道交法で任命した職員とは別に、副安全運転管理者を任命することができる。

四 管理責任者 当該公用車を所管する課等の長をいう。

五 交通安全部会部員 宇部市水道局交通安全部会細則（令和四年水道事業管理規程第二十条）第四条の規定により選任された職員（以下「部員」という。）をいう。

(使用者としての義務)

第三条 管理者は、道交法及び車両法に規定する使用者として、公用車の総括的管理を行うとともに、その事故の防止に努めなければならない。

(安全運転管理者の職務)

第四条 安全運転管理者は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

一 運転者に対する公用車の安全運転の指導及び教育に關すること。

二 交通事故の原因を分析し、その運転者が交通事故を起さないために必要な措置に關すること。

三 その他公用車の安全運転に關すること。

(副安全運転管理者の職務)

第五条 副安全運転管理者は、安全運転管理者の事務を補佐する。

(管理責任者の義務)

第六条 管理責任者は、公用車を常に良好な状況に整備し効率的に運用するとともに、道交法第七十五条の規定を遵守し、また安全運転管理者から安全な運転のための指示又は助言があつたときは、直ちに必要な措置を執らなければならない。

(管理責任者の職務)

第七条 管理責任者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の趣旨に従い次に掲げる事務を処理する。

一 車検、定期点検及び随時必要な点検の実施に關すること。

- 二 前号の点検の結果必要な整備の実施に関すること。
- 三 運転者が行った運行前点検の結果に基づく運行の可否の決定に関すること。
- 四 運転日誌等当該公用車の運行履歴の管理に関すること。

2 管理責任者は、常に安全運転管理者と密接に連携して車両の保安に努めなければならない。

(部員)

第八条 部員は、公用車の点検、立会等安全運転の指導に努めなければならない。

(運転者の義務)

第九条 運転者は、法令に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 公用車の運行開始前は、管理責任者の指示に従い運行前点検を実施すること。
- 二 修理又は整備を必要とする場合は、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 三 疾病、過労その他の理由のため安全運転をすることができないおそれがあるときは、必ずその旨を安全運転管理者又は管理責任者に申し出なければならない。

(運転日誌)

第十条 公用車の運行が終了したときは、清掃、点検を行い、所定の場所に格納又は駐車した後に、運転日誌(様式第一号)に仕業点検の状況及び運行状況を記載し、異常のある場合は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

(運行委託等の禁止)

第十一条 運転者は、管理責任者が指示する場合を除くほか、公用車を他の者に運転させてはならない。

2 運転者は、管理責任者が指示する場合を除くほか、公用車に職員以外の者を同乗させてはならない。ただし、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

(専用使用)

第十二条 公用車については、それぞれの課等の管理責任者の指示により専用使用することができ。ただし、他の課等の長から専用公用車の使用について要請があったときは、業務に支障のない限りこの要請に応じなければならない。

(公用車の使用の原則)

第十三条 運転者は、安全運転に徹し、最も効果的かつ経済的な使用に努めるとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 交通安全法規及び監督機関の指示事項

二 管理責任者及び安全運転管理者の指示及び指導事項

三 公務以外の用途に使用しないこと。

(交通事故の報告)

第十四条 運転者は、その運転する公用車について、交通事故が発生したときは、負傷者の救護、警察への届出その他必要な措置をとるとともに、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による報告を受けたとき又は交通事故が発生したことを知ったときは、直ちに総務企画課長に報告するとともに、速やかに公用車事故報告書(様式

第二号)を作成し、管理者に提出しなければならない。

(公用車以外の自動車の借上げ)

第十五条 公務上の都合による公用車以外の自動車の借上げに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第十六条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局公用車管理規程の廃止)

2 宇部市上下水道局公用車管理規程(平成二十七年管理規程第四号)は、廃止する。

様式第一号（第十条関係）

月 日 ()

天候

車両責任者

		課長	副課長	係長	車両番号	
行先	時間	距離		運転者	運行前点検	
					1. ハンドルの状態	
					2. ブレーキの状態	
					3. エンジン始動の状態	
					4. ミラー、クラクション	
					5. メータ類の状態	
					6. ライト類の状態	
					7. 番号標、反射器等	
					8. タイヤ、スプリング等	
					9. エンジンオイル、ベルト	
備考		距離	ガソリン	オイル	10. レジエーター、バッテリー	
	当日計	km	ℓ	ℓ	11. 燃料の状態	
	累計				12. ホテーターの状態	
	最終メータ			km	13. 車両備品、車検証等	
					14. 前日異常のあった場所	

事故報告書

年 月 日

局長	副局長	次長	所属課長	副課長	係長	作成者
合議						
安全運転管理者	副安全運転管理者	総務企画課長	副課長	職員係長	係員	
			(財政係)	(管財係)		

日 時			年 月 日 曜日		午前 午後	時 分	天 候	晴・曇・雨・雪・強風		
場 所							交通状況			
							混雑・普通・閑散			
							運転・歩行・その他			
水道局側当事者	住所					人的被害				
	職氏名									
	年 月 日 (歳) 男・女					物的被害				
	免許証番号									
車種					車両番号					
相手側当事者	住所					人的被害				
	氏名									
	年 月 日 (歳) 男・女					物的被害				
	勤務先									
	電話									
免許証番号										
車種					車両番号					
					事故区分		公務上・公務外			
							産業災害・交通事故・その他			
事故の種類	1 人対車両					道 路 の 状 況				
	2 車両相互					1 舗装 { してある / してない } 2 歩道(両片) { ある / なし }				
	3 車両単独					2 直線・カーブ 4 平坦・坂 { 上り / 下り }				
	4 踏み切り					5 見通し { 良い / 悪い } 6 積雪・凍結				
速 度	当 方 車 両 km/H [制限速度 km/H]					7 信号 { ある / ない } 8 駐・停車禁 { されている / されていない }				
	相手側 車 両 km/H [制限速度 km/H]					9 その他標識				